◆ 芸術の秋、市民による絵画や写真などの作品に会いに行きませんか

第10回市展「いが」

【問い合わせ】文化交流課 ☎ 22-9621 FAX 22-9628

第10回伊賀市民美術展覧会(市展「いが」)を開 催します。

【と き】

10月22日 公 26日 日 午前10時~午後7時 ※ 26 日回は午後4時まで(入場は閉会時間の30分 前まで)

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階

【展示作品】

「絵画」「彫塑工芸」「写真」「書道」の4部門の作品 【作品講評会】 審査員が展示作品の解説をします。 10月26日(日) 午後3時~4時

≪作品の受付・搬入≫

【と き】 10月15日 正午~午後8時 【ところ】 ハイトピア伊賀 5階

※出品者資格、出品規定などは、募集要項や市ホーム ページなどでご確認ください。募集要項は、本庁受 付のほか、文化交流課 (上野ふれあいプラザ)、各 支所振興課、各公民館にあります。

≪公開審査会≫

【と き】 10月16日休 午後1時~ 【ところ】 ハイトピア伊賀 5階

6

- ※ハイトピア伊賀の駐車場は有料です。
- ※上野天神祭の期間中(10月23日休~25日出) は交通規制がありますのでご注意ください。

▼昨年の市長賞作品











● 国民年金の はなし

■ご存じですか? 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20 歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなけ れば、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどで、保険料の納付済 期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳 になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納 めることで、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付 済期間や保険料の免除期間などが原則として 25 年以 上必要となりますが、この要件を満たしていない場合 は、70歳になるまで任意加入することができます。(た だし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限ります。) また、海外に在住し日本国籍を持つ人も、国民年金 に任意加入することができます。詳しくはお問い合わ せください。

■1日伊賀年金事務所を開設します

日本年金機構では、皆さんに公的年金を身近に感じ ていただき、年金制度に対する理解を深めていただく ため 11 月を「ねんきん月間」として定め、伊賀市に 1日年金事務所を開設します。

1日年金事務所では、年金受給・国民年金保険料納 付・厚生年金保険や健康保険の加入のご相談など、年 金制度に関するご相談をお受けします。ぜひお気軽に ご利用ください。

【と き】 11月5日 分 午前10時~午後3時 【ところ】

○国民年金保険料納付のご相談、厚生年金保険や健康 保険の加入のご相談など

…ゆめぽりすセンター 1階会議室1、2階東会議 室 1 · 2

○年金受給のご相談

…ハイトピア伊賀 3階ホール(毎月定例開催の出 張年金相談)

※毎月第1水曜日、第3金曜日にハイトピア伊賀で出 張年金相談を行っています。

【問い合わせ】

保険年金課 22-9659 FAX 26-0151 各支所住民福祉課

津年金事務所 ☎ 059-228-9188

尊 10月18日は「統計の日」

総務省では、10月18日を「統 計の日」と定めています。この周 知を図るため、標語の募集を行い、 今年度は7,038作品の応募があ り、山口県の野田学園高等学校 2 年、野村由佳さんの作品が選ばれ ました。

「統計は 次代を読み解く パートナー」

統計調査に対する皆さんのご協力 をお願いします。

◆登録統計調査員を

随時募集しています。

この機会にぜひ登録ください。

⇒登録統計調査員制度とは

統計調査が実施されるときに、事 前に登録している登録統計調査員へ 調査を依頼し、統計調査員の仕事に 従事していただくための制度です。 統計調査ごとに国や県から任命され て調査員となります。

【仕事の内容】

国や県から委託されたさまざまな 統計調査を実施します。

調査対象を訪問して、調査票の配 布や回収などをするのが仕事です。

任命期間は約1~2カ月ですが、 毎日従事する必要はなく、あらかじ め指定された期間内に調査事務をし ます。

【調査員の手当】

調査ごとに、調査活動にかかる日 数を考慮して定められ、1つの統計 調査につき3~5万円が平均です。

【問い合わせ】

総務課

☎ 22-9601 FAX 24-2440

消防団操法大会

消防団員の技術の向上と士気を高 め、消防活動を充実発展させること を目的に、操法大会を開催します。 地域ごとにテントを準備しますの で、どうぞご見学ください。

【と き】

10月19日(日)

午後 0 時 30 分~ ※雨天決行

伊賀広域防災拠点(荒木・旧上野 農業高校)

【問い合わせ】

消防本部消防救急課

☎ 24-9115 FAX 24-9111

夕暮れ時、ちょっと早めの ライト・オン運動

~セーフティー・ライト・オン運動~ 【実施期間】

10月1日~12月31日

【推進事項】

①夕暮れ時の早めのライト点灯(自) 動車・二輪車・自転車利用者) ②反射材の着用推進(歩行者、自転 車利用者)

日没時間が早くなるこれからの時 期は、夕暮れどきの交通事故が増加 します。自転車を運転する人や歩行 者は、たすきや腕章などの夜光反射 材を着用して安全を確保し、ドライ バーは、上向きライトを基本とし必 要によりこまめなライトの切り替え で事故を防止しましょう。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

10月20日~26日は 行政相談週間です

困ったら 一人で悩まず 行政相談

「行政相談」をご存じですか?

「行政相談」は、国や特殊法人な どの仕事について、皆さんから苦情 や意見、要望をお聞きし、その解決 の促進を図る制度です。

総務省では、この行政相談制度を 皆さんにもっとよく知っていただ き、利用していただくため、「行政 相談週間」として、全国的にさまざ まな行事を行います。

市では、総務大臣から委嘱を受け た行政相談委員が、皆さんの相談を 受けています。詳しくは、毎月の広 報いが市15日号をご覧ください。 相談は無料で、相談者の秘密は固く 守ります。

また、次の日程で行政相談を開催 しますので、ご利用ください。

≪行政相談≫ ① 10 月 24 日金

午後1時30分~4時 阿山多目的集会施設

② 10月 29日 秋

午後1時30分~4時 中瀬地区市民センター

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

~ウィークリー伊賀市~

今月は「上野天神祭」などをお 送りします。

営程「赤井家住宅」オープン!

昨年9月から進めてきた、登録有 形文化財『赤井家住宅』の改修工事 が完成しました。完成後は、貸し出 し施設として皆さんにご利用いただ けるほか、まち歩きの際気軽に立ち 寄れる場所として施設内の観覧は自 由としていますので、ぜひお立ち寄 りください。

【ところ】

赤井家住宅(上野忍町 2491-1)

【供用開始日】

10月11日出

【施設予約】

51-7578

※10月8日/3までの間は伊賀市文 化都市協会 🛑 約を受け付けます。☎ 22-0511

※施設詳細や利用料金については、 市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

(公財)伊賀市文化都市協会(指定管

理者) 22-0511

中心市街地推進課

☎ 22-9825 FAX 22-9628

10月1日から 農地パトロール強化期間が 始まります

無断 (違反)転用の防止・遊休農地 の解消・優良農地の確保に努めるた め、農業委員会では、毎年1回、農 地の利用状況調査を行っています。

また、期間中に、農地パトロール を強化し農地の利用状況や違反転用 がないかなどを各地区の農業委員が 巡回して確認します。

【実施期間】

10月1日 (水)~11月下旬

【問い合わせ】

農業委員会事務局

☎ 43-2312 FAX 43-2313

今月の納税

●納期限 10月31日(金)

納期内に納めましょう

国民健康保険税(4期) 市県民税(3期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 22-9612